分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!

税のたより

国民健康保険税の減額要件、限度額が改正されました

地方税法施行令の改正に合わせ、本町でも国民健康保険税条例の改正を行いました。

◉改正の概要

❶減額対象となる所得基準の引き上げ

国保税額算定の基礎となる世帯の合計所得が一定の基準以下の場合、所得に応じて人数にかかる均等割と世帯にかかる平等割が7割、5割、2割の割合で軽減されます。

今回の改正では、このうち5割と2割の軽減を判断する基準額を見直し、対象となる範囲を拡大しました。

5割軽減 前年所得合計が33万円＋28万円×被保険者数以下の世帯が対象
↓
28万5千円に改正

2割軽減 前年所得合計が33万円＋51万円×被保険者数以下の世帯が対象
↓
52万円に改正

※軽減判定所得には、被保険者全員の所得に加えて、国民健康保険に加入していない世帯主の所得も含まれます。被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方を含みます。

❷課税限度額の引き上げ

基礎(医療)分を2万円、介護分を1万円引き上げました。

基礎(医療)分　61万円↓63万円
介護分　16万円↓17万円

問合せ先 役場 保険医療課 内線170

税理士による無料税務相談会

東海税理士会津島支部所属の税理士による、無料税務相談会を行います。相続税、贈与税に関する相談、税について分からないこと、事業を始められる方など、ぜひこの機会をご利用ください。

とき 8月12日(水)午後2時～4時(1人30分以内)

ところ 役場 会議室

申込方法 事前の予約制で行っていますので、開催日の前日までに税務課へ電話でご予約ください。

その他

・申告書の作成に関する相談会ですので、税額に関する内容についてはお答えできない場合があります。また、申告書等の税務書類の作成も行いません。

・プライバシーは守られます。

問合せ先 役場 税務課 内線175・176

個人事業税第1期分の納税をお忘れなく

個人事業税第1期分の納期限は、8月31日(月)です。

8月中旬に県から納税通知書を送りますので、次の方法で納付してください。

納税通知書には第1期分と第2期分の納付書が同封されますので、納付にあたっては納付書をお間違えのないように注意してください。

・お近くの県税事務所、金融機関やコンビニエンスストア(納付書の納付金額が30万円以下で、取扱期限内のものに限る)等での納付

・Pay-easy(ペイジー)に対応しているインターネットバンキングまたはATMを利用して納付

・インターネットでのクレジットカードによる納付

・スマートフォンアプリ(PayB)による納付

※領収証書が必要な方は、金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)または県税事務所の窓口、コンビニエンスストア等で納付してください。詳しくは、県ホームページをご覧ください。

また、納税には便利で安全な口座振替の制度もありますので、ご希望の方は口座を開設している金融機関の窓口で手続きをしてください。

問合せ先 西尾張県税事務所 県民税・事業税第2グループ
☎0586(45)3169
HP https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/

低所得者の介護保険料が軽減されます

消費税による公費を投入して低所得者の介護保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、平成27年4月から一部実施を行っているところです。

このたび、軽減強化の完全実施を行うため、令和2年度の保険料が軽減されます。

令和2年度の保険料および保険料率

軽減強化が行われるのは、保険料第1段階から第3段階(住民税非課税世帯)の方の保険料です。

平成31年度

段階	年額保険料	保険料率
第1段階	23,400円	0.375
第2段階	35,800円	0.575
第3段階	45,200円	0.725

→

令和2年度

段階	年額保険料	保険料率
第1段階	18,700円	0.300
第2段階	28,000円	0.450
第3段階	43,600円	0.700

問合せ先　役場　民生課　内線115・158

セントレアの感染症対策とお客様へのお願い

空港を安心してご利用いただくために、空港での取り組みやお客様へのお願いを中部国際空港セントレアが取りまとめています。

空港をご利用のお客様は事前にご確認いただき、安心・安全な空の旅をお楽しみください。

問合せ先　セントレアテレホンセンター　☎0569(38)1195

●セントレアホームページ